

いじめの重大事態の調査結果について【公表版】

1 事案の経緯

平成 31 年 4 月、市立学校に在籍する子供（以下「A」という。）の保護者から、Aの不登校（欠席 30 日以上）の原因となっているいじめについて調査の要望があったことを受け、いじめ防止対策推進法（以下「推進法」という。）第 28 条第 1 項の規定に基づき「いじめの重大事態」として、市教育委員会（以下「市教委」という。）は、平成 31 年 4 月 24 日「小田原市いじめ防止対策調査会」（以下「調査会」という。）に調査を諮問し、令和 2 年 9 月 23 日、調査会から「不登校重大事態に係る報告書」が答申された。

2 調査報告書（答申）の内容（概要）

(1) 調査の目的

諮問事項の十分な事実調査を前提に、いじめの事実と心身への深刻な影響との関係について検証することで、いじめの事実の全容解明、当該いじめ事案への対処及び同種の事案の再発防止を目的とする。

(2) 認定した事実

- ① Aの保護者に対する悪口を言われた。
- ② 嫌なことなどを言われてからかわれた。
- ③ 学校内の水辺の生物が死んでいたことをAの責任にされ、それを聞いた学級担任から指導を受けた。
- ④ Aの上履きが、隠されたり、ごみ箱に捨てられた。
- ⑤ Aが学習発表会で司会に選ばれた際、クラスメイトにからかわれた。
- ⑥ Aがオーディションに参加したことが、クラスで知れ渡り、からかわれた。
- ⑦ 学級担任が、Aの姿勢等を高評価した学習ノートを教室に掲示し、それを見たクラスメイトにからかわれた。

(3) いじめの認定

アンケート調査、当事者らへの調査会による聴取、資料の精査を経て、(2)の①から⑦の事実を「いじめ」と認定した。

(4) 本事案が発生した背景・要因

- Aのクラスは、個別に支援が必要な子供が複数名いた。
- クラス内では、様々なトラブルが繰り返し起こっていた。
- 支援を必要とする子供の数が多く、きめ細かな指導をするには、学級担任にはかなりの力量と手間と時間が必要であった。

- 学級担任を支え学習と学級経営を円滑に進めていくための緊急かつ柔軟な支援が必要であった。

(5) 学校の実践に対する検証

- 学校は、家庭や専門機関との連携等を図り、Aに対する十分な支援をする必要があった。
- いじめの調査が年1回であり、早期発見・早期対応に適切に対処できていたかは疑問である。また、アンケートの内容について学校の対応記録が残されておらず、いじめ問題への認識が十分ではなかった。
- 指導記録の残し方や保存期間等について、全校での共通理解を図る必要があった。
- 学校内外のリソース（資源）を有効に活用した校内指導体制の整備や学級経営を支える仕組みを構築すべきであった。

(6) 市教委の対応に関する検証

- 一定程度のいじめ案件について報告のシステムがあれば、本事案に早期対応できた可能性があった。
- 学級担任への聴取、全教職員への聴取など素早く対応したことについては適時適切なものと評価できるが、重大事態としての認定はもっと早い段階で行うべきであった。
- いじめ調査の在り方（実施回数、実施方法、結果検証、市教委報告、資料保管等）についての各学校への周知の重要性を再認識するとともに、具体策を検討する必要がある。
- 市教委内での連携・協力の在り方について、いち早くその重要性を認識し、対応マニュアルを作成した。

(7) 今後の対応

ア 学校への提言

No.	提言の内容	学校／市教委の対応策
1	「指導力」という言葉ではなく、真にいじめを指導するために必要な教員の力量とは何かということ、学校管理職は意識しておくことが必要である。	市教委では、教職員が、いじめ等の児童生徒指導上の問題に関する認識を深めることができるよう、教職員に対する研修の充実を図っていく。各学校においては、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについての理解を深めるなど、いじめの問題の内容を伴った校内研修を計画的・組織的に実施し、教員の力量を高めていく。

2	<p>いじめが発生することは当たり前であると考える方が良い。管理職のリーダーシップの下、TMT（トップ・マネジメント・チーム）を結成するなど、学級経営を支える仕組みを構築する必要がある。</p>	<p>学校においては、市や学校のいじめ防止基本方針を基に「いじめほどの学校でも、どの子供にも起こりうる」ということを再確認するとともに、日頃から児童生徒との信頼関係の構築に努める。</p> <p>また、各学校では、特定の教員が抱え込まずに組織的に対応できるよう「校内いじめ防止対策委員会」を常設している。今後も組織的に、迅速かつ適切に対応していけるよう校内指導体制の充実を図っていく。市教委では、より実効的な校内体制の構築に向け、研修会等を活用して指導・助言を行っていく。</p>
3	<p>全ての小中学校において、今以上にSSW（スクールソーシャルワーカー）やSC（スクールカウンセラー）のより積極的な活用が推進されることを提言したい。</p> <p>養護教諭が、「校内全体の把握を健康等の面から行う」役割であることを再認識し、校内での日頃からの連携を意識してほしい。</p>	<p>近年、学校だけでは解決が難しい様々な課題が多く見られる。学校では、教育相談機能を校内組織に明確に位置付け、教育相談コーディネーターを中心として、SSW（スクールソーシャルワーカー）やSC（スクールカウンセラー）をはじめ、関係機関や地域人材との連携・協働チームにより、支援の計画・実践・検証ができる体制を構築しているが、より有効な支援ができるよう努めていく。</p> <p>また、健康面以外の不安や悩みなどにより、保健室で過ごしたり養護教諭へ相談したりする児童生徒もいることから、日頃の情報共有や児童生徒に関する会議への出席など、養護教諭とのより一層の連携に努める。市教委としては、SSW（スクールソーシャルワーカー）による定期的な学校アセスメントの実施について調整していく。</p>

イ 市教委への提言

No.	提言の内容	学校／市教委の対応策
4	<p>現在市教委で対応しているいじめ案件全件について、調査会に報告をするということを、制度化してはどうか。</p>	<p>市教委で対応しているいじめ案件全件について、調査会に報告することにより、重大事態に至っていないケースを把握していただくことは市教委にとっても、よりよい対応につなげていくうえで有効であると考えます。</p> <p>いじめの定義を考えると、案件は少なくないことが予想されるため、調査会への報告方法について調整を図っていく。</p>

5	<p>市教委としては、方針に「いじめアンケートの実施回数は「年2回」と明記し、それ以上実施するか否かを各校の校長裁量とする等、生徒指導提要に記されている「早期発見」を市全体として実現していくべく、方針の改正や方針に基づく学校への指導・支援を行っていくことが必要と考える。</p>	<p>いじめの早期発見のための措置として、定期的なアンケート調査や教育相談の実施を方針で示している。実施回数については定めていないが、令和元年度以降、全ての小中学校がいじめの実態に関するアンケート調査といじめの実態を聴き取るための個別面談の両方を年2回以上実施している。児童生徒が相談しやすく、いじめを訴えやすい体制を整えることの重要性を改めて確認するとともに、いじめの実態に関するアンケート調査や教育相談の適切な実施について引き続き徹底していく。</p>
6	<p>教員の事務負担を増やすことを最小限にしつつ、いじめを含む児童生徒指導に関する文書の保管に関して、適切に対応できるような体制づくりを提言したい。</p>	<p>児童生徒指導に関する記録の保存期間については、現在、市教委の文書ファイル基準表に基づいて学校に周知している。個別の重大事態の調査に係る記録については、国のガイドラインにのっとり、指導要録の保存期間に合わせて5年間保存することを周知・徹底していく。あわせて、市教委の文書ファイル基準表を改正し、調査記録等の保存期間を追加記載していく。</p>

ウ 保護者への提言

No.	提言の内容	学校／市教委の対応策
7	<p>推進法第9条第3項に「保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。」と明記されており、調査に協力する努力を求める。</p>	<p>市や学校のいじめ防止基本方針の周知に努めたり、学校運営協議会や学校評議員会での議題としたりすることで、いじめ問題は社会全体の課題であるという意識を子供に関わる全ての大人たちが共有できるようにしていく。アンケート調査や聴き取り調査等を実施する場合には、被害児童生徒・保護者、調査対象者である他の児童生徒・保護者に調査の目的等を丁寧に説明し、理解を求めていく。</p>

小田原市教育委員会は、令和3年12月27日付で、小田原市の「いじめの重大事態に関する調査結果の公表方針」について小田原市いじめ防止対策調査会へ諮問し、令和4年7月29日に答申を受けた。その後、令和4年8月26日に小田原市教育委員会定例会において議決されたことから、これまでの重大事態についてもこの方針に準じて公表を行うものです。